

10月30日(日)は、南あわじ市議会議員選挙の投票日です

告示日(立候補届出日)は10月23日(日)です

投票について

投票できる人

○年齢要件

昭和60年10月31日までに生まれた人

○転入要件

平成17年7月22日までに転入し、引き続き南あわじ市内に住所を有する人

○転出要件

投票日当日までに転出した場合は、その時点で選挙権を失いますのでご注意ください。

投票所の変更について

○松帆小学校体育館から松帆活性化センターに変わります。

不在者投票について

《松帆北方、塩浜、江尻、高屋乙地区》

○他の市町村での不在者投票

仕事や学業などの都合で市外に滞在のため、市内での投票ができない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。投票方法は次のとおりです。

①南あわじ市選挙管理委員会に、投票用紙等を請求してください。

必要書類…「投票用紙等請求書兼宣誓書」(南あわじ市ホームページ「申請書ダウンロード」からダウンロード、または南あわじ市選挙管理委員会へ請求してください。)

②投票用紙・投票用封筒(外封筒・内封筒)のほか、不在者投票証明書が送られます。

③告示日の翌日から投票日前日までの間に、最寄の市区町村選挙管理委員会に出向き、投票をします。ただし、投票できるのは選挙管理委員会の業務時間内《土日は閉庁日のため、期間は10月24日(月)～28日(金)》となっておりますので、念のため投票前に最寄の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※請求書は、10月14日(金)から受付ます。

※必ず請求者本人が自筆した請求書を、市選挙管理委員

会にご連絡のうえ、送付してください。(Eメールでの請求はできません。)

○病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等の施設に入院または入所されている方は、指定施設内で不在者投票ができます。投票を希望される方は施設の管理者にお申し出ください。

期日前投票について

投票日当日、仕事や旅行などで投票ができない人は期日前投票ができます。

期日前投票の時間、場所は次のとおりです。

期日前投票所の場所

市役所緑庁舎、市役所西淡庁舎、三原公民館、南淡図書館、沼島総合センター(ただし沼島に選挙権のある方のみ) ※沼島総合センター以外の4投票所においては、どちらでも期日前投票ができます。

平成18年度 市県民税の改正

定率減税の見直し

定率減税が2分の1に縮減されます。

改正前	改正後
市県民税所得割額の15%相当(4万円を超える場合は4万円)	市県民税所得割額の7.5%相当(2万円を超える場合は2万円)

(参考) 所得税の定率減税について
所得税の定率減税も平成18年1月から、所得税額の20%相当額(上限25万円)から10%相当額(上限12.5万円)に見直されます。

人的非課税の範囲の見直し

年齢65歳以上の方のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置は、平成18年度分の市県民税から段階的に廃止となります(昭和15年1月1日以前生まれの人の税額が、平成18年度分は3分の1、平成19年度分は3分2、平成20年度分からは全額となります)。

公的年金等控除の改正

改正前 (65歳以上)		改正後 (65歳以上)	
その年中の公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万	330万円以下	120万円
260万円超～460万円以下	(A) × 25% + 75万円	330万円超～410万円以下	(A) × 25% + 37万5千円
460万円超～820万円以下	(A) × 15% + 121万円	410万円超～770万円以下	(A) × 15% + 78万5千円
820万円超	(A) × 5% + 203万円	770万円超	(A) × 5% + 155万5千円

高齢者控除の廃止

その年の12月31日現在において年齢が65歳以上で、その年の合計所得金額が1000万円以下の人に適用されていた「高齢者控除」が

平成17年分の所得税から廃止されます。これに伴い市県民税も「高齢者控除」48万円が廃止となります。

また、年金受給者65歳以上の公的年金等控除額が少なくなります。(別表)

均等割の全額課税

均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市内に住所を有する人の均等割については、平成17年度分は2分の1(2000円)でしたが、平成18年度分からは全額課税4000円+県民税800円となります。

県民税の新設

兵庫県では、「緑」の保全・再生を社会全体で支える仕組みとして、「県民税」(県民税均等割の超過課税)を平成18年度から導入します。税率…個人800円(年額)

税務課からのお知らせ

国民健康保険税 3期
市・県民税 3期
の納付は10月31日(月)までをお願いします
税務課 ☎43-5022

投票期間・時間

10月24日(月)から10月29日(土)午前8時30分から午後8時まで ※沼島総合センターは10月26日(水)から10月28日(金)午前8時30分から午後5時まで

選挙公報について

届出のあった候補者の政見等に関する記事を掲載した「選挙公報」を新聞折込で各戸配布する予定です。

個別での郵送を希望される方は、南あわじ市選挙管理委員会までお申し出ください。また、一度公報の個別郵送を申し出られた方は、今後の選挙においても同様に郵送させていただきます。なお、市役所の各庁舎、公民館等の公衆施設にも備えております。

開票について

開票は、10月30日午後9時30分から南あわじ市文化体育館で行います。

問い合わせ先

市選挙管理委員会(南あわじ市善光寺18番地27) ☎43・5004、E-mail:senkan@city.minamiawaji.hyogo.jp

市税徴収特別対策本部を設置

ご承知のとおり日本国憲法第30条では、「国民は、納税の義務を負う」となっています。

南あわじ市では多くの人は納税してくれているのですが、残念ながら、一部の人はこの義務を果たしていただけていません。

税金が皆さん方の社会を支えているのです。



取する。

②滞納者の呼出納税相談の実施。

③電話債権・不動産・預貯金等の調査・差押え。

④既差押え物件の公売換価。以上③、④は「滞納処分」といい、市が滞納者に対し実施出来る権限です。

当市では、滞納者が無く公平な税政を保ちたいと考えておりますので、納付期日内の納税にご協力いただきますようお願いいたします。

また、税の納付および分割納税方法等の相談は、税務課

(☎43・5022)へ。

薬と健康の週間 10月17日(月)～23日(日)

知ってる? 聞いている? お薬のこと
○説明書を読み、薬は正しく使しましょう。
○用法・用量を守りましょう。
○薬についての相談は、医師、薬剤師等専門家に!

